

不正競争防止法

白鷗大学
杉山 務

28年度【知的財産法】杉山 務

ミートホープミンチ事件

食肉加工事業者が鶏や豚などを混ぜて製造したミンチ肉に「牛100%」などと表示し、取引先十数社に約138トンを出荷する等して、代金約3900万円を詐取した行為つき、**商品の品質を誤認**させるとして不正競争防止法及び刑法（詐欺罪）に違反したとして元社長に対し、懲役4年の刑が科せられ

（「ミートホープ」事件－札幌地判平20.3.19）



2

28年度【知的財産法】杉山 務

牛乳表示事件

実際には「牛乳」ではなく生乳にクリーム、脱脂粉乳、水等が混入された「加工乳」であるにもかかわらず、「種類別牛乳」、「成分無調整」と印刷された紙パックに詰めて販売等した行為につき、違反行為を行った者には懲役刑(執行猶予つき)、法人には**法人重課**により2000万円の罰金刑が科せられた

(「全酪連牛乳表示」事件—仙台地判平9.3.27)

3

28年度【知的財産法】杉山 務

不正競争とは

この法律は、**事業者間の**公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって**国民経済の健全な発展**に寄与することを目的とする

- ・周知表示混同惹起行為(1号) 動くかに看板事件、東急電鉄事件
- ・著名表示冒用行為(2号) シャネル事件、ディズニー事件
- ・商品形態模倣行為(3号) ルービックキューブ事件
- ・**営業秘密**不正取得行為(4号)
- ・悪意者の営業秘密不正取得行為(5号)
- ・不正取得秘密の取得後悪意使用行為(6号)
- ・営業秘密不正使用・開示行為(7号)
- ・不正開示行為の悪意者の使用・開示行為(8号)
- ・不正開示行為を事後的に知った者の使用・開示行為(9号)
- ・技術的制限手段を無効化する機器の譲渡等(10, 11号)
- ・不正利益目的の**ドメイン名**の取得・使用行為(12号) goo事件
- ・**原産地**等誤認惹起行為(13号)
- ・営業**誹謗**行為(14号) ・代理人等商標冒用行為(15号)

4

28年度【知的財産法】杉山 務

周知表示混同惹起行為

1 周知表示と混同を生じさせる行為 (2条1項1号)

他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同じのもの若しくは類似のものを使用し、又は、そのような商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

かに道楽の店舗の外壁面に設置された「動くかに看板」の**商品等表示性**が争われた「動くかに看板事件」の大阪地裁判決(昭和62年5月27日)では、かに料理店の店頭に設置された、動くかに看板が商品等表示であると認定され、それを模倣した看板を掲げる行為が、不正競争防止法2条1項1号の不正競争(周知表示混同惹起行為)に該当するとして、看板の使用禁止及び損害賠償の請求が認められた



5

28年度【知的財産法】杉山 務


周知表示混同惹起行為

「東急」芸名訴訟事件 東京地裁100313(確定)

俳優、高知東急(たかちのぼる/芸名)さんが、東急グループの芸能活動と混同される恐れがあるとして、東京急行電鉄がその芸名使用差止めを求めていた訴訟で、東京地裁は原告の訴えを全面的に認めた。

判決は、「東急」の文字からは「とうきゅう」以外の読みを連想できず、**周知の営業表示**を無断使用する行為は、その信用と名声を利用する行為に当たると判断



美しい時代へ—東急グループ
 東急電鉄

6

28年度【知的財産法】杉山 務

著名表示冒用行為

著名表示を**冒用**する行為(2条1項2号)

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又は…提供する行為

著名な商標(ブランド)等にただ乗り(フリーライド)して、商品を販売等する行為の禁止規定

松戸市の**スナック**がフランスの高級ブランド「**シャネル**」と同じ名を店名として利用していることに対して、その使用をやめるよう求めて告訴し、会社側が名前を使わないよう求めていた裁判



7

28年度【知的財産法】杉山 務

著名表示冒用行為

スナック「シャネル」事件

東京高裁は、このスナックは駅前のビルの中であり一日に数組の客が来る店で、その名前を使っても、シャネルと関係があると誤解されるとは思えないとして訴えを退けた

最高裁は、逆に**営業の規模や内容は違っても、関係があると誤解されるおそれがある**として、スナックの経営者に名前を使わないよう命じ、損害賠償などの金額については東京高裁に審理を差し戻した<広義の混同>

ディズニー事件:

「ディズニー」をポルノショップの名称として利用し「ポルノランドディズニー」とする事件

8

28年度【知的財産法】杉山 務

形態模倣

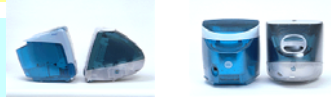
形態模倣3号

1998.8.3 アップルコンピュータ(株) 「iMac」発売

1999.7.20 (株)ソーテック社 「e-one 433」発売

1999.8.24 アップルコンピュータ(株) 提訴
不正競争防止法

第3条第1項, 第2条第1項第1号
に基づく製造及び販売等の差止め



(左)e-one433 (右)iMac

1999.9.20 東京地裁 平11(ヨ)22125 差止めの仮処分決定

2000.1.14 和解



わずか2か月で
競合商品を
市場から排除



e-one 500



「ラガー」 VS 「ファインラガー」

インプレス社 PC Watchホームページより

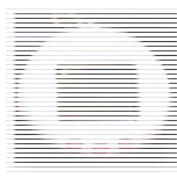
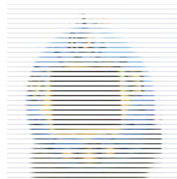
9

28年度【知的財産法】杉山 務

商品商品形態模倣行為

タマゴッチ

ニュータマゴウオッチ



(東京地判10. 2.25)



(東京高判13. 9.26)

真正品は左

適用除外

- ①日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡, 輸入等する行為
- ②譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず, かつ, 知らないことにつき重大な過失がない者がその商品を譲渡, 輸入等する行為

10

28年度【知的財産法】杉山 務

営業秘密（不正競争防止法）

秘

営業秘密とは！

- 不正手段によって営業秘密を取得し、使用等する行為を規制
- 保護対象＝営業秘密（製造ノウハウ、設計図等、顧客リスト、販売マニュアル等）
- 保護要件＝**秘密管理性**、**有用性**、**非公知性**
 - ★特に秘密管理性→①アクセス制限、②営業秘密の表示
 - ①情報にアクセスできる人を特定すること
 - ②情報にアクセスした者が、それが秘密であると認識できること

11

28年度【知的財産法】杉山 務

秘密保持誓約書（例）

貴社の工場内見学
どうしていますか？

秘密保持誓約書

200×年×月×日

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇殿

□□□□株式会社
□□□□ 印

当社は、当社の従業員〇〇〇〇が貴社〇〇〇製造工場〇〇〇工程を見学させていただき、
際し、次の事項を厳守し、いささかも貴社にご迷惑をかけぬことを誓約いたします。

記

1. 当社は、工場見学に際し貴社が当社に供与し、かつ指定した一切の秘密（以下「本秘密」という。）を形式を問わず第三者に漏洩しません。
2. 本秘密を貴社の承諾なしには一切使用しません。
3. 必要最小限の範囲の当社従業員には本秘密を関知させますが、当社は、見学をした従業員及び本秘密に関与した従業員に対して、在職中及び退職後も本誓約書の趣旨と同趣旨の義務を誓約させます。
4. 当社の従業員が貴社〇〇〇工程を見学した事実も秘密にします。
5. 当社、当社の従業員又は当社の従業員であった者が、本誓約事項のいずれかに違反した行為をした場合には、当社はすべて責任を負い貴社の蒙った一切の損害を賠償します。

以上

契約書のひな型は「知っておきたい特許契約の基礎知識」を参考に

【工業所有権情報・研修館のHP】<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/info/tebiki/index.html>

12

28年度【知的財産法】杉山 務

営業秘密

営業秘密 (Trade Secret) に関する不正行為 (2条1項4号~9号)

営業秘密、つまり企業内で秘密として管理されているノウハウ、顧客リスト、販売マニュアルなどを違法な手段で取得したり、取得した情報を自ら利用したり他人に売却するなどの行為

< 営業秘密の定義 (2条4項) >

秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの

例. コカコーラの原液組成

営業秘密として保護されるには、単に営業秘密の保有者が秘密であると認識しているだけでは不十分であり、それが営業秘密として客観的に認識することができる状態で管理されていることが必要である

< 営業秘密に関する不正行為 >

○不正取得行為… 窃取、詐欺、脅迫の他に、背任、横領等の刑罰の対象に該当する行為や、社会通念上これと同じと見なされる違法性のある行為 (例えば、盗聴、コンピュータ不正侵入等の手段) により情報を取得すること

○不正開示行為… 不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

< 営業秘密の具体例 >

○技術上の情報: 製造技術、設計図、実験データ、研究レポート、図面など

○営業上の情報: 顧客名簿、販売マニュアル、仕入先リスト、財務データなど

13

28年度【知的財産法】杉山 務

不正競争とならない行為

形式的には不正競争に該当する行為であっても、不正競争行為にはならない行為が不正競争の区分に応じて規定されている

1. 商品の**普通名称**もしくは**慣用表示**を普通に使用される行為、またはこれらの表示を使用した商品を販売するなどの行為
2. 営業の**慣用表示**を普通に用いられる方法で使用する行為
3. **自己の氏名**を善意に使用する行為、またはこの表示を使用した商品を販売するなどの行為
4. **周知表示**が周知となる以前より、善意に使用する者もしくはその者より営業と共にその表示の使用を承継した者がその表示を使用する行為、またはこの表示を使用した商品を販売するなどの行為
5. 善意で**商品形態を模倣**した商品を取得する行為
6. 営業秘密が不正行為によるものと**知らず** (知らないことにつき重大な過失がない場合に限る)、取引によって営業秘密を取得した者が、その取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為
7. コンテンツの技術的制限手段を解除する機器・プログラム等を、技術的制限手段の**試験又は研究**のために提供する行為

14

28年度【知的財産法】杉山 務

外国の国旗・紋章などの使用禁止

パリ条約6条の3の規定を受けて、外国の国旗・紋章など、政府間国際機関の標章などを商業上使用することを禁止(9条, 10条)

例. 国際連合のマーク, ユネスコのマーク



外国公務員などに対する不正利益供与などの禁止

国際的な商取引に関して営業上の不正利益を得るために外国公務員や国際機関の職員等に対して贈賄など利益を供与することを禁止(11条)
(平成10年の改正で追加)

15

28年度【知的財産法】杉山 務

救済措置<民事>

民事上の救済

差止請求権 (3条)	不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
損害賠償請求権 (4条)	故意又は過失により不正競争を行い他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる(民法709条と同様の規定)。
損害額の推定 (5条)	4条に基づく損害賠償請求を行う際の損害額を推定する規定、侵害者の利益の額を損害の額と推定するなどの規定が設けられている。
書類提出命令 (6条)	裁判所は、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。
信用回復措置請求権(7条)	故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、請求により、営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

○平成15年の法改正により、損害額の立証をさらに容易化するため、具体的態様の明示義務(5条の2)、損害計算のための鑑定(6条の2)、裁判所による相当な損害額の認定(6条の3)などの規定が追加された。

16

28年度【知的財産法】杉山 務

措置＜刑事＞

1. 周知表示と混同

周知表示と混同を生じさせる行為(2条1項1号)又は原産地等の誤認を生じさせる行為(同13号)を不正の目的で行った者

2. 虚偽の表示

商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者(前号に掲げる者を除く)

3. 使用禁止違反

外国の国旗・紋章などの使用禁止(9条)、政府間国際機関の標章等の使用禁止(10条)又は外国公務員などに対する不正利益供与などの禁止(11条1項)の規定に違反した者

4. 営業秘密

- 営業秘密を不正取得した後不正の競争の目的でそれを不正に使用・開示した者
- 上記の使用・開示の目的で、特に、媒体によって営業秘密を不正に取得・複製した者
- 営業秘密を示された者であって、不正の競争の目的で、その営業秘密が記録された媒体を不正に領得・複製して、その営業秘密を使用・開示した者
- 営業秘密を示された役員・従業者であって、不正の競争の目的で、それを不正に使用・開示した者
- 上記、営業秘密に関する罪については、告訴がなければ公訴を提起することができない(親告罪)

17

28年度【知的財産法】杉山 務

消滅時効

- **営業秘密**を使用する行為に対する第3条第1項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利(差止請求権)は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から**3年間**行わないときは、時効によって消滅する(**短期消滅時効**) (8条)
- その行為の開始の時から10年を経過したときも、同様とする(除斥期間)

18

28年度【知的財産法】杉山 務

特許とノウハウ

特許

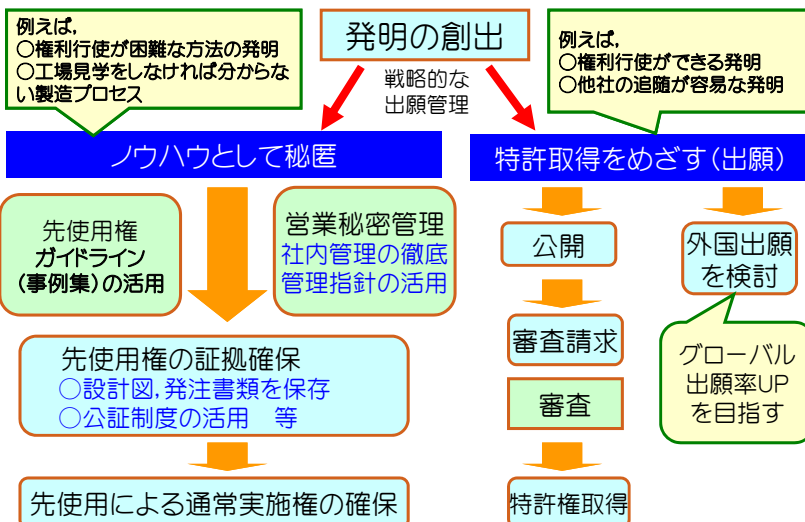
- 特許庁に出願, 登録が必要
- 権利期間は有限
- 取得・維持費用が必要
- 発明の内容の公開が前提であるため, 技術漏出や模倣の恐れあり
- 権利期間中は実施権を専有(権利が安定)

ノウハウ

- 特段の手続不要
- 期限は制限なし
- 秘密管理が必要
- 秘匿にしていれば漏出, 模倣が生じにくい
- 第三者が独自開発したり, 不特定者に知られると権利性なし(他社の特許化による実施制約が発生する可能性)

ケースバイケースで考えるが, 第三者が簡単に追従できるときは特許で対応

特許とノウハウの峻別



ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務